

一般社団法人 愛知県環境測定分析協会
会費及び入会金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人愛知県環境測定分析協会（以下「協会」という。）定款第7条及び第8条に基づき、協会の入会金及び会費の納入に関し、必要な事項を定めるものである。

(入会金)

第2条 会員は、別表に定める入会金を納入しなくてはならない。

(入会金の納入)

第3条 入会金は、協会から入会承認の通知を受けた日から2ヶ月以内に納入しなくてはならない。

(入会金の免除)

第4条 理事会は、正会員が再入会した場合、第2条の規定にかかわらず、入会金を免除することができる。ただし、未納の入会金又は会費がある会員については、入会金を免除しないものとする。

(会費)

第5条 会員は、別表に定める会費を納入しなくてはならない。

(会費の納入)

第6条 会員は、毎事業年度5月31日までに、会費の全額を納入しなくてはならない。

(会費の分納)

第7条 会員が、毎事業年度4月30日までに、特別の事情のために、その理由を記した説明書とともに、会費を分納することを会長に申請した場合には、前条の規定にかかわらず、会費を年2回に分けて納入することができる。

- 2 前項の申請により提出された説明書が適切であると認められる場合には、会長は、当該会員に分納する会費の納入期限を通知するとともに、直近の理事会に報告するものとする。

(中途入会の場合における会費)

第8条 事業年度の途中に入会した会員の当該事業年度の会費については、別表の備考に定めるところとする。

- 2 前項の会費の納入は、協会からの入会承認の通知を受けた日から2ヶ月以内とする。

(特別の会費)

第9条 会員は、第5条に規定する会費のほかに協会が実施する事業の運営資金として特別の会費を納入することができる。

2 前項に規定する特別の会費の金額等については、総会において決議するものとする。

(委任)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定めるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行うものとする。

附則

1. この規程は、平成23年5月27日に制定し、一般社団法人愛知県環境測定分析協会の設立登記の日（以下、「設立登記日」という）から施行する。
2. 設立登記日において、現に会員であって、社団法人愛知県環境測定分析協会の解散登記の日の前日を末日とする事業年度において、当該事業年度の会費（特別の会費も含む）及び入会金（以下、「会費等」という）を支払ったものは、設立登記日から始まる事業年度の会費等を支払ったものとみなす。
3. 平成29年5月25日 総会事前承認 一部文字修正（代表理事→会長）

別表 入会金及び会費

会員の種類	入会金	会費（年額）
正会員	50,000円	120,000円
賛助会員	なし	50,000円

備考）事業年度の途中に入会した会員の当該年度の会費は次の通りとする。

①正会員 10,000円/月として、入会した月から年度末までの月数を乗じた金額とする。

②賛助員 年度途中の入会の場合も、年額会費全額とする。
(但し、入会金はなし)